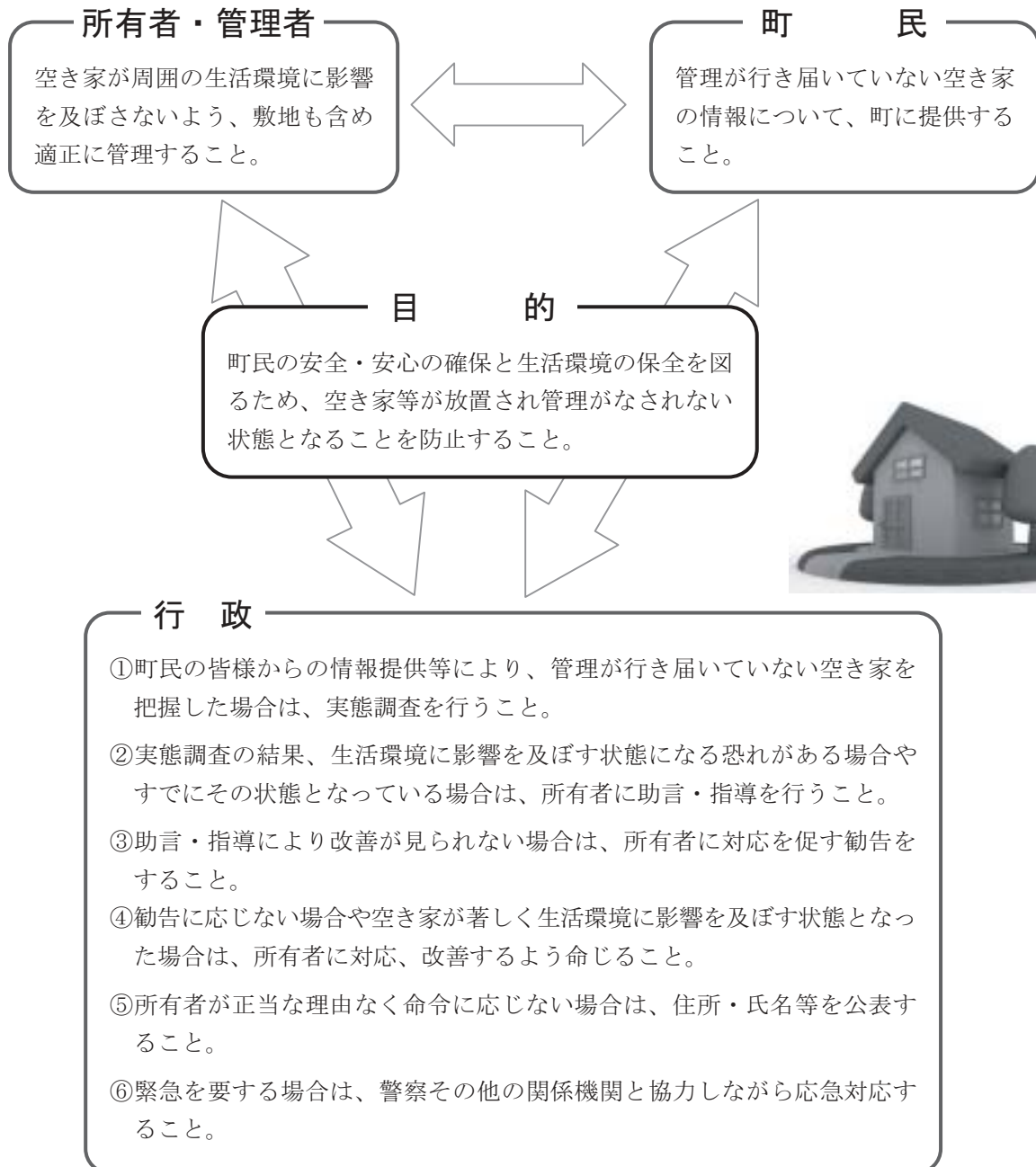


「藤里町空き家等の適正管理に関する条例」施行

平成25年4月1日より『藤里町空き家等の適正管理に関する条例』が施行されております。

この条例は、近年増加している空き家や放置建物の損壊等により、近隣住家や歩行者及び通行車輛等への被害が及ぶことへの対応が急務となってきたことから、「所有者等による空き家等の適正な管理の促進を図り、事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全に寄与すること」を目的に制定されました。

条例は、「所有者または管理者」と「町民」、「行政」が連携して空き家対策に取り組むため、それぞれの義務や役割を以下のように規定しております。



町民みんなが安心して安全な生活ができるように空き家等の適正な管理をお願いいたします。
詳しいお問い合わせは、下記に連絡してください。